ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの			(6) 円	(17) 円
	事業の用に供することを目的としないで有するもの			(7) 円	(18) 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの			(8) 円	(19) 円
	事業の用に供することを目的としないで有するもの			(9) 円	(20) 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産			(10) 円	(21) 円
	経営承継受贈者（経営承継相続人）及び当該経営承継受贈者（経営承継相続人）に係る同族関係者等（施行規則第1条第12項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産			(11) 円	(22) 円

特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11) 円	特定資産の運用収入の合計額	(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22) 円
資産の帳簿価額の総額	(24) 円	総収入金額	(26) 円
贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）終了の日以前の5年間（贈与（相続の開始）の日前の期間を除く。）に経営承継受贈者（経営承継相続人）及び当該経営承継受贈者（経営承継相続人）に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剰余金の配当等	(27) 円
		損金不算入となる給与	(28) 円
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(29)=((23)+(27)+(28))/((24)+(27)+(28)) %	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(30)=(25)/(26) %

会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*3)の発行の有無		有□　無□
(*3)を発行している場合にはその保有者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）		円

2　経営承継受贈者（経営承継相続人）について

贈与報告基準日（相続報告基準日）における総株主等議決権数			(a) 個
氏名			
住所			
贈与報告基準日（相続報告基準日）における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合			(b)+(c) 個 ((b)+(c))/(a) %
贈与報告基準日（相続報告基準日）における保有議決権数及びその割合			(b) 個 (b)/(a) %
租税特別措置法第70条の7（第70条の7の2）第1項の適用を受ける株式等に係る議決権数(*1)			個
(*1)のうち贈与報告基準日（相続報告基準日）までに譲渡した数			個
贈与報告基準日（相続報告基準日）における同族関係者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
			(c) 個 (c)/(a) %

3　贈与報告基準期間（相続報告基準期間）中における特別子会社について

区分			特定特別子会社に　該当 / 非該当
会社名			
会社所在地			
主たる事業内容			
資本金の額又は出資の総額			円
総株主等議決権数			(a) 個
株主又は社員	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
			(b) 個 (b)/(a) %